

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成 6 年 1 2 月町田市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（指定基準） 第 8 条の 3 略 2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者（法人にあっては、その代表者が該当する場合を含む。）は、町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けることができない。 （1）<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> （2）略 （3）第 8 条の 1 1 の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない者 （4）略 （5）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者 （6）<u>精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> 3 略 （指定の停止又は取消し） 第 8 条の 6 市長は、町田市排水設備工事指定工事店が次の各号の<u>いずれかに該当する</u>ときは、6 月を超えない期間を定めてその指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。 （1）～（3）略 （4）第 8 条の 3 第 2 項第 1 号<u>又は第 6 号</u>に該当するに至ったとき（法人にあっては、	（指定基準） 第 8 条の 3 略 2 次の各号の<u>一に</u>該当する者（法人にあっては、その代表者が該当する場合を含む。）は、町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けることができない。 （1）<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの</u> （2）略 （3）第 8 条の 1 1 の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない者<u>（同条第 2 号に該当することにより登録を取り消された者を除く。）</u> （4）略 （5）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある<u>と認めた者</u> 3 略 （指定の停止又は取消し） 第 8 条の 6 市長は、町田市排水設備工事指定工事店が次の各号の<u>一に該当した</u>ときは、6 月を超えない期間を定めてその指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。 （1）～（3）略 （4）第 8 条の 3 第 2 項第 1 号に該当するに至ったとき（法人にあっては、その代表

その代表者が同項第1号又は第6号に該当するに至ったとき。）。

(5)・(6) 略

(町田市排水設備工事指定工事店に係る届出)

第8条の7 町田市排水設備工事指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 第8条の3第2項第1号又は第6号に該当するに至ったとき(法人にあっては、その代表者が同項第1号又は第6号に該当するに至ったとき。）。

(3)・(4) 略

(登録の申請等)

第8条の8 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、登録をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第8条の11の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障がいにより排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を不適当と認める者

4・5 略

(登録の停止又は取消し)

第8条の11 市長は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、

者が同号に該当するに至ったとき。）。

(5)・(6) 略

(町田市排水設備工事指定工事店に係る届出)

第8条の7 町田市排水設備工事指定工事店は、次の各号の一に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 第8条の3第2項第1号に該当するに至ったとき(法人にあっては、その代表者が同号に該当するに至ったとき。）。

(3)・(4) 略

(登録の申請等)

第8条の8 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、登録をすることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの

(2) 第8条の11の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者(同条第2号に該当することにより、登録を取り消された者を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録を不適当と認めた者

4・5 略

(登録の停止又は取消し)

第8条の11 市長は、排水設備工事責任技術者が次の各号の一に該当したときは、6月を

6月を超えない期間を定めてその登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第8条の8第3項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

(3)～(5) 略

(排水設備工事責任技術者に係る届出)

第8条の12 排水設備工事責任技術者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第8条の8第3項第1号に該当するに至ったとき。

2 前項に定める場合のほか、排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が第8条の8第3項第3号に該当するに至ったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(申請手数料)

第8条の14 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(東京都排水設備工事責任技術者に関する特例)

第8条の15 第8条の8第1項に規定する登録を受けていない者であって、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)第7条の7に規定する登録を受けた者のうち、現にその登録を受けているものは、第8条の8第2項の規定による登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第4項及び第5項、第8条の9並びに第8条の12第1項第1号及び第3号の規定は、適用しない。

超えない期間を定めてその登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第8条の8第3項第1号に該当するに至ったとき。

(3)～(5) 略

(排水設備工事責任技術者に係る届出)

第8条の12 排水設備工事責任技術者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(申請手数料)

第8条の14 次の各号の一に該当する者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(東京都排水設備工事責任技術者に関する特例)

第8条の15 第8条の8第1項に規定する登録を受けていない者であって、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)第7条の7に規定する登録を受けた者のうち、現にその登録を受けているものは、第8条の8第2項の規定による登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第4項及び第5項、第8条の9並びに第8条の12第1号及び第3号の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和２年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の町田市下水道条例の規定に基づき行われた町田市排水設備工事指定工事店の指定の停止又は取消し及び排水設備工事責任技術者の登録の停止又は取消しの効力については、なお従前の例による。